

石巻市プロフェッショナル人材雇用助成金について

市内事業者の経営体質の強化及び新たな事業展開等の促進を図ることを目的に、プロフェッショナル人材の雇用に関する経費に対して、助成金を交付します。

1 対象事業者

助成金の対象となるための主な条件は次のとおりです。

- ①市内に事業所等を有する中小企業者または小規模企業者であること
- ②宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して民間人材ビジネス事業者から紹介を受けた人材を雇用し、事業を実施すること(※1)
- ③国、県等から当該助成金と同趣旨の補助金等の交付を受けていない（受ける予定がない）こと(※2)

※1 副業や兼業等の雇用形態や、宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を介さずに、直接、事業者と民間人材ビジネス事業者の間で雇用が成立した場合は、本助成金の対象外となりますので、ご注意ください。

※2 補助対象経費が異なる場合は、他の補助金等と併用することは可能です。（申請予定のもう一方の補助金等で併用が認められるかについては、申請先にお問い合わせください。）

2 助成金額

	申請区分	助成率	上限
①	プロフェッショナル人材を雇用する場合	対象経費(※3)の 1/3	75 万円
②	上記に加え、市外から市内への移住を伴う雇用である場合(※4)	対象経費の 1/2	100 万円

※3 助成対象経費は、雇用した人材に対して年度末までに支払った給与のうち、基本給にあたる金額（最大3か月分）です。諸手当や賞与、時間外労働等による割増賃金については対象外となります。

※4 雇用する人材が、内定日から実績報告の日までの間に市外から市内へ転入をする場合に限ります。

3 申請について

事前相談を行った上で、人材を雇用する日までに、石巻市プロフェッショナル人材雇用助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて産業部商工課に申請してください。

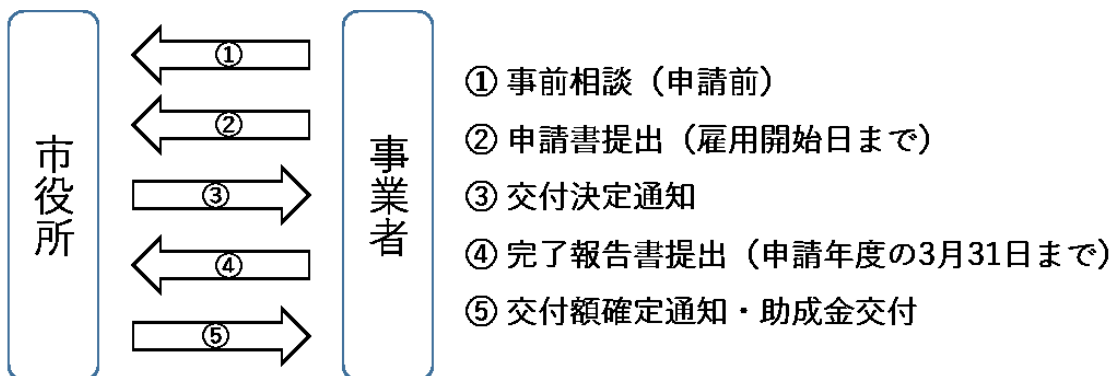
4 申請に必要な書類

- ①石巻市プロフェッショナル人材雇用助成金交付申請書（様式第1号）
- ②個人情報の収集に係る本人の同意書（様式第2号）
- ③石巻市プロフェッショナル人材雇用助成金事業に係る証明書（様式第3号）
- ④事業計画書（様式第4号）
- ⑤プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書の写し
- ⑥雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ⑦就業規則等（給与の内容が確認できるもの）
- ⑧法人登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）
- ⑨市税を完納していることを証明できる書類
- ⑩直近の決算書類

※ ⑨については、市役所3階の市民税課、各総合支所の市民福祉課、各支所の窓口で申請し、ご用意ください。

※ 上記以外にも、審査に必要な書類を別途提出いただく可能性があります。

5 助成金交付までの流れ



6 お問い合わせ・ご相談先

石巻市産業部商工課 中小企業支援係
電話 0225-95-1111 内線 3523